

人文学・社会科学系分野において 起こりやすい研究不正等について

慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

三木 浩一

人文社会科学分野における研究不正

1 人文社会科学分野における研究不正の傾向

◆ 一般に人文社会科学分野の研究不正は「盗用」が中心であるとされるが、その実態は？

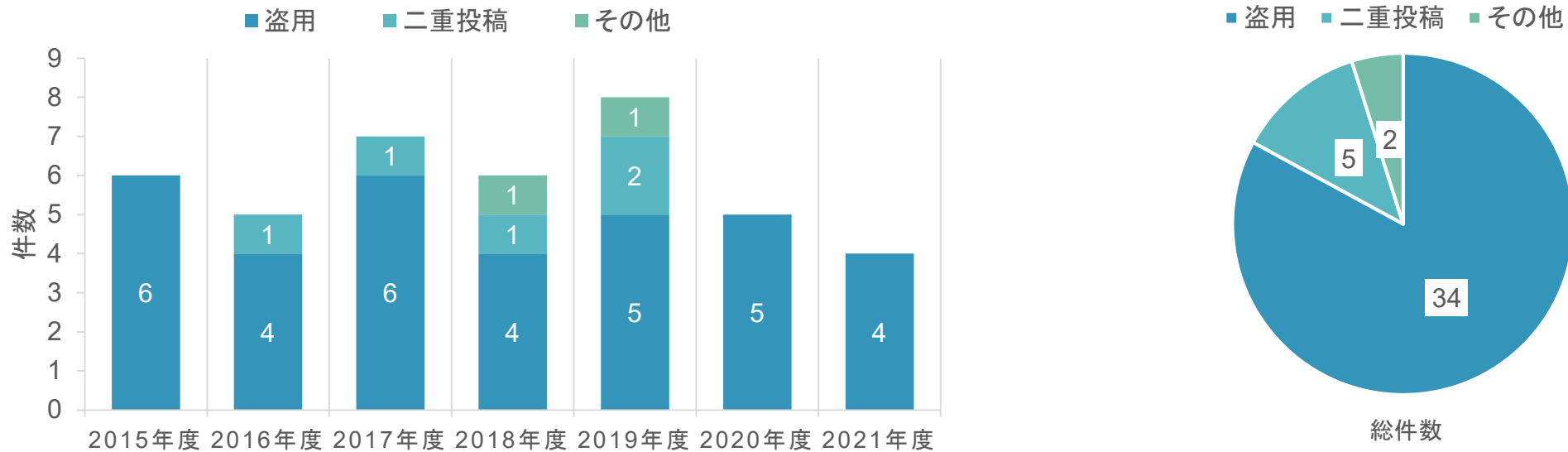
文部科学省の配分等資金が用いられた人文社会科学分野の研究活動において不正行為が認定された事例

年度	件数	内訳		
2015年度	6	盗用6		
2016年度	4	盗用4	二重投稿1	
2017年度	6	盗用6	二重投稿1	オーサーシップ1
2018年度	4	盗用4	二重投稿1	捏造1
2019年度	5	盗用5	二重投稿2	
2020年度	5	盗用5		
2021年度	4	盗用4		
合計	34	34	5	2

※ ホームページ上の「自己盗用」は「二重投稿」として、「不適切な流用」は「盗用」として、それぞれカウントした。

※ 件数と内訳の数が一致しないのは、一部の不正事案で複数の研究不正が行われたことによる。

人文社会科学分野における研究不正



◎ 人文社会科学分野の研究不正の圧倒的多数は、「盗用」である。

◎ 盗用に次いで多いのは、「二重投稿」である。

➡ まず、人文社会科学分野の「二重投稿」について検討し、その後、中心的課題である「盗用」について、「著作権侵害」と「盗用」の関係に焦点を絞って検討する。

人文社会科学分野における研究不正

2 二重投稿

◆「二重投稿」(学術論文の)とは？

同一の論文または内容の酷似した論文を複数の学術誌に投稿または発表すること。

いわゆるサラム論文(サラム出版)も二重投稿の一種。

◆「二重投稿」が研究不正とされる理由

- ・ 学術誌という限られた学術上の資源の無駄遣いとなる。
- ・ 既発表の論文を掲載した学術誌の名声を損なう。
- ・ 査読者や審査機関の時間や労力を無駄に奪うことになる。
- ・ 学術誌の独占的な著作権を侵害する。
- ・ 研究者の研究業績を水増しする手段として使われる。
- ・ 研究者が外部資金を獲得した場合に報告書等の水増しの手段として使われる。
- ・ 読者に当該研究分野の価値を過大に誤解させることにつながる。

人文社会科学分野における研究不正

2 二重投稿

◎ 二重投稿に対する考え方は、それぞれの学問分野の特徴や慣習に大きく左右される。

ex.) 自然科学 vs 人文社会科学

◆ 自然科学

- ・ 先行論文と比較して後行論文の内容や結論に新規性がない場合は二重投稿とみなされやすい。
- ・ 日本語の論文を英語に翻訳して発表した場合やその逆も基本的には二重投稿となる。

◆ 人文社会科学

- ・ 先行論文と比較して後行論文(または本)に新規性がなくても問題視されない場合がある。
- ・ 日本語の論文を英語に翻訳して発表した場合やその逆の場合に問題視されない場合がある。

ex.) 基礎法学 vs 実定法学

◆ 基礎法学

- ・ 学術誌に発表した論文を重ねて商業誌等に発表するニーズは少なく二重投稿となる。

◆ 実定法学

- ・ 学術誌に発表した論文を重ねて商業誌等に発表するニーズがある場合は二重投稿とならない。

人文社会科学分野における研究不正

2 二重投稿

◎ 法学を例にとってみると・・・

(1) 法学の世界では、学術雑誌や学内紀要等に公表した論文を取りまとめて単行本として出版することは、二重投稿として非難されることはなく、むしろ賞賛される。他の人文社会科学の多くでも同様である。

➡ バラバラに公表された論文を1冊に纏めることで、当該研究者の思想体系の全体像が把握しやすくなる。

(2) 法学の世界では、日本語で発表した論文を英語に翻訳して発表したり、逆に、英語で発表した論文を日本語に翻訳して発表することは、多くの場合には、二重投稿として非難されることはない。

➡ ある言語の基礎的な法律概念が他の言語には存在しないなど、法学は言語に高度に依存する。

(3) 法学の世界では、研究者向けの学術誌や学内紀要等に発表した論文と実質的に同内容の論文を平易な記述に書き改めて商業誌や業界誌等に発表することは、二重投稿として非難されることはない。自然科学の分野でも、学術誌に発表した論文を業界誌等に転載することはある程度認められている。

➡ 学問の普及目的や社会に正当なニーズが存在する場合には、これを認める必要がある。

※ ただし、上記のすべての場合において「初出」のクレジットをつける必要がある。

人文社会科学分野における研究不正

2 二重投稿

- ◎ 二重投稿の問題を学問領域の境界を超えて一般化することは危険。
- ◎ 二重投稿の問題を一般化できる学問領域の範囲はきわめて狭い。
- ◎ 二重投稿が適正なものとして認められるか否かは目的の正当性の有無による。
- ◎ 二重投稿が適正なものとして認められる場合でも初出のクレジットは必要。



二重投稿の議論やルール化は自然科学の分野で進んでいるが、それらを人文社会科学の分野に安易に持ち込むべきではなく、人文社会科学の中で、しかも、その中の狭い学問領域ごとにルールを考えていく必要がある。

人文社会科学分野における研究不正

3 盗用

(1) 「盗用」とは

◎ 文部科学省の「[研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン](#)」によれば、「盗用」とは、「**他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること**」である。



- ◆ 盗用は、科学研究における不正行為（研究不正）の一形態であり、研究倫理にその基礎を置く。
- ◆ 研究不正は、真実の探究を目的とする科学の本質に反し、人々の科学に対する信頼を揺るがし、他の研究者の研究を阻害して科学の発展を妨げる。
- ◆ 研究不正に対して厳しい処分が必要なのは、科学コミュニティ内部における相互信頼の確保と社会からの信頼と負託で成り立つ科学研究における社会の信頼の確保。



※ 盗用を禁止するルールの保護利益は「**公益**」である。

人文社会科学分野における研究不正

3 盗用

(2) 「著作権」とは

◎ 「著作権」には、広義と狭義がある。広義には、「著作物を創作した著作者に認められる権利」を意味し、「著作者の精神的利益に関する権利」である「著作者人格権」と、「著作者の財産的利益」に関する「著作財産権」から成る。著作権法は、「著作権」という概念を狭義の意味で使っており、著作権と著作者人格権を共に保護するという構成を採用している。

※ 本講演では、便宜上、「著作権」という言葉を広義の意味で用いる。



- ◆ 著作権は、著作者の財産的利益と人格的利益という個人の私的利益を保護するものである。
- ◆ 著作権は、私的利用目的の複製や公正な慣行に従った引用等の場合には制限を受けるが、それは著作権という私的利益と公益との調和を図るためであり、研究倫理の観点からではない。



※ 著作権侵害を禁止するルールの保護利益は「私益」である。

人文社会科学分野における研究不正

3 盗用

(3) 「盗用」と「著作権侵害」との関係

◆ 世の中には、盗用と著作権侵害を同一のものと述べる見解や両者の区別をしない文献がある。

しかし、

◆ 盗用は「公益」(研究倫理)の侵害であり、著作権侵害は「私益」(著作者の利益)の侵害である。

ゆえに、

◆ 両者は別の目的の別のルールであって保護利益が異なる以上、両者が同じであるはずがない。

ちなみに、

◆ 法学の世界では、「同一概念の相対性」という考え方がある。

まして、

◆ 「盗用」と「著作権侵害」は同一概念ですらない。

実際にも、

◆ 「盗用」と「著作権侵害」が重ならない場合の具体例は数多く存在する。

(a) 盗用には該当するが、著作権侵害には該当しない。

(b) 著作権侵害には該当するが、盗用には該当しない。

人文社会科学分野における研究不正

3 盗用

(4) 「盗用」には該当するが、「著作権侵害」には該当しない場合の例

① 科学上のアイデア

- ・ 著作権法はあくまでも表現を保護するための法律であり、科学上のアイデアは保護の対象ではない。したがって、科学上のアイデアを盗んだとしても、著作権侵害にはならない。
- ・ ガイドラインは、「盗用」の定義を「他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること」とする。

② 科学上の表現

- ・ 科学上の論文の表現を盗んでも、必ずしも著作権侵害とはならない。科学上の知見は真理の記述なので、誰が書いても似通った表現となる。したがって、表現の独創性の侵害が要求される。
- ・ 盗用の認定においては、元の論文の表現の独創性は問題とはならない。そもそも、上記のように、他人の論文のアイデアを盗んだだけで盗用となる。

人文社会科学分野における研究不正

3 盗用

(4) 「盗用」には該当するが、「著作権侵害」には該当しない場合の例

③ 履歴や歴史

- ・ 人の履歴や歴史上の事実は、誰が書いても、似たような事実が似たような順序で記載されるので、表現の独創性は容易には認められない。表現の独創性が否定されれば、著作権侵害には該当しない。
- ・ 盗用の認定では、表現の独創性は必須の要件ではない。誰が書いても似たような表現になるような場合でも、盗用に該当する。

④ 保護期間

- ・ 著作権の保護期間は著者の死後70年(2018年改正までは50年)であり、保護期間を過ぎた著作物に著作権法の保護は及ばないので、著作権侵害にはならない。
- ・ 盗用の認定においては、著作権法の保護期間は問題とはならない。したがって、著者の死後長期を経て保護期間を過ぎた論文等を盗んだ場合であっても、盗用となる。

人文社会科学分野における研究不正

3 盗用

(4) 「盗用」には該当するが、「著作権侵害」には該当しない場合の例

⑤ 外国の著作物

- ・ 外国の著作物であっても、当該外国がベルヌ条約または万国著作権条約の加盟国である場合は、当該著作物は日本の著作権法で保護される。しかし、当該外国を日本が国家承認していない場合には、著作権保護は発生せず、著作権侵害にはならない。

ex.) 北朝鮮はベルヌ条約の加盟国であるが、日本は国家承認していないので、北朝鮮の論文を無断で使用または引用しても、著作権侵害にはならない。

- ・ 北朝鮮のように日本が国家承認していない外国の著作物であっても、また、ベルヌ条約や万国著作権条約に加盟していない外国の著作物であっても、当該著作物を無断で使用または引用した場合は、盗用に該当する。

∴ 研究倫理を基礎とする研究不正との関係では、日本による国家承認の有無や国際条約への加盟の有無などは、そもそも問題とする余地がない。

人文社会科学分野における研究不正

3 盗用

(4) 「盗用」には該当するが、「著作権侵害」には該当しない場合の例

⑤ 引用ルール

◎ 著作権法は、文化の発展のため、公表された著作物は、著作権者の許可なく「引用」して利用することを認めている(著32条)。ただし、その引用方法は、「公正な慣行」に合致する必要がある。

この公正な慣行と学協会や学術誌などが定めている論文執筆のルールとの関係は？

- ・ 著作権侵害の有無を判断するに際し、学協会や学術誌などが定める論文執筆ルールの中の引用ルールに違反したことが直ちに著作権法上の公正な慣行の違反につながるわけではない。
 - ∴ 著作権侵害の判断は謙抑的に行う必要があると一般に考えられている。
- ・ 盗用の有無を判断するに際し、学協会や学術誌などが定める論文執筆ルールの中の引用ルールの違反が認定されれば、原則的には直ちに盗用の認定がなされるべきである。
 - ∴ 盗用の基礎にある研究倫理の最大の保護利益は、研究者コミュニティ内における研究者同士の相互信頼の維持と確保にある。

人文社会科学分野における研究不正

3 盗用

(5) 「著作権侵害」には該当するが、「盗用」には該当しない場合の例

① 非研究者の業績

◎ たとえば、研究者ではない一般市民が地元で自費出版した本の一部を、研究者が自分の論文の中で引用のルールを守らずに無断使用したとすると、どのような問題が生じるか？

- ・ 文部科学省のガイドラインは、「盗用」の定義を「他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること」とする。
したがって、非研究者の業績を無断使用しても、特定不正行為としての「盗用」には該当しない。
- ・ 著作権は、人が著作物を創作したときに、登録や届出等を必要とすることなく、自動的に発生する。
したがって、他の著作者の業績を無断で使用または引用した場合は、たとえその著作者が非研究者であったとしても、当然、その著作者の著作権侵害となる。

※ 文部科学省のガイドラインにおける「盗用」の定義は改定が必要である。

人文社会科学分野における研究不正

3 盗用

(5) 「著作権侵害」には該当するが、「盗用」には該当しない場合の例

② 改変をともなう引用

◎ たとえば、ある著作物について、著作者の許可を得ずに、原文の一部を読みやすい表現に改変して引用したとすると、どのような問題が生じるか？

- ・ 盗用との関係では、ある著作物について、著作者の許可を得ずに一部を改変して引用した場合、その引用の方法が当該研究コミュニティのルールに従っていれば、盗用には該当しない。
(ただし、改変の程度によっては「捏造」の可能性が生じる。)
- ・ 著作権との関係では、ある著作物について、著作者の許可を得ずに一部を改変して引用した場合、著作財産権の侵害とはならないが、少なくとも、著作者人格権のうちの同一性保持権(著20条)の侵害となる。

人文社会科学分野における研究不正

3 盗用

(5) 「著作権侵害」には該当するが、「盗用」には該当しない場合の例

③ 条件付きの利用許諾

◎ たとえば、ある論文の著作者Aが、Bに対し、Aの未発表の論文をBが甲学会で引用して発表することを許諾したところ、Bは当該論文をAが許諾を与えていない乙学会で引用して公表したとすると、どのような問題が生じるか？

- ・ 盗用との関係では、Bの乙学会での発表は、著作者がAであることを当該研究コミュニティのルールに従って正しく引用して発表したのであれば、盗用には該当しない。
- ・ 著作権との関係では、著作者Aは、自己の著作物を意思に反して公表されない権利(著作者人格権のうちの公表権)を侵害されたことになるので、Bの乙学会での発表は著作権侵害となる。また、著作財産権の侵害の余地もある。

人文社会科学分野における研究不正

3 盗用

(6) 「盗用」案件に臨む調査委員会のあり方

- ・「盗用」の調査及び認定に際し、「著作権侵害」の有無は、無関係である。
- ・「引用」における「公正な慣行」の意味は、「盗用」と「著作権侵害」とで異なる。
- ・被告発者の代理人弁護士が展開する著作権の議論に乗らない。
- ・研究公正のルールにおける保護利益は、科学コミュニティ内の相互信頼の確保と科学研究に対する社会の信頼の保護である。